

Title	社会学における規範的分析の可能性
Author(s)	長松, 奈美江
Citation	年報人間科学. 2003, 24-2, p. 309-325
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/3727
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

社会学における規範的分析の可能性

〈要旨〉

正義の規範理論は、「正義に適った状態」を説得的に示すということだけでなく、それが現状に対していかなる価値判断を下すか、また、いかなる理想状態を提供できるかという点においても評価されなければならない。これは規範理論の実践的基準であるといえよう。

本稿では、まず、正義研究を正義の規範的研究、経験的研究という二つの区分から整理し、「両研究領域の異質性、交流のなさを指摘する。そして「規範理論の実践的基準」という視点からの研究がその両者のどちらにおいてもなされてきていないこと、規範理論の実践的基準は正義の規範的研究の側に求められなければならないことを確認する。

次に、社会階層論における「機会の平等」原則と「公正な配分原理」原則、そして両者を結合した「機会の平等—公正な配分原理」原則を考察し、これらの原則が明確な理想状態を提供し得ないことを指摘し、そこに正義の規範理論的知見が必要とされていることを主張する。具体的には、J. ローマーが展開する「機会の平等」原則を規範理論的「機会の平等」原則

として、この原則が下す価値判断を「機会の平等—公正な配分原理」原則が下すものと比較し、正義の規範理論が現状診断に際して用いられる意義を、明確な理想状態の提供という点に求める。本稿は、規範理論の実践的基準を社会階層研究の中で考察し、社会学の中に社会過程の規範的分析を位置づけるための試論である。

キーワード

正義研究
規範理論
経験理論
機会の平等
公正な配分原理

長松 奈美江

1 正義研究—正義の規範的研究と経験的研究

正義研究においては、その内部に異なる理論領域が存在することが指摘されている (Miller 1992; Elster 1995)。そこで採用されている分類は、正義の規範的研究・経験的研究とされるものである¹⁾。まずこの二つの分類にしたがって、正義研究を整理してみよう。

正義の規範的研究は、主に政治哲学、倫理学、厚生経済学などの研究分野で展開されてきた。正義の規範理論は、現実世界を抽象化し、ある特定の理論的装置やより高次の抽象的価値を設定して²⁾、そこから特定の「正義に適った状態」を描き出す。代表的なものに、功利主義、ロールズの公正としての正義 (Rawls 1971, 1982)、センの潜在能力の平等論 (Sen 1985b, 1992, 1999) などが挙げられる。

J・ベンサムによって確立され、J・S・ミルによって展開された功利主義は、当該社会の公正さについて、諸個人の快・満足などの主観的な感情 (＝「効用」) を総和して算出された「社会的効用」が最大になるとき、その社会は正義に適っている、と定義するものである。功利主義に対しては、それが帰結のみを重視し、財が分配されるプロセスや個々人の権利を軽視する点 (＝「帰結主義」 (consequentialism))、また快・満足などの主観的な要素しか考慮の対象としない点 (＝「効用主義」 (welfarism)) 等に対して批判が寄せられている³⁾。

ジョン・ロールズが一九七一年に『正義論』を上梓したのは、功

利主義の社会構成原理としての不適切性を明らかにし、それに代わる規範理論の再生を試みるためであった。ロールズは原初状態という理論的装置を設定して、無知のヴェールのもとに置かれた個々人の合理的な意思決定から、正義の二原理が導出されると主張した。原初状態とは、社会生活を始める前に、そのルールを決定するために参加者たちが討議する仮設的な場であり、無知のヴェールとは、個々人が社会における自分の社会的・経済的地位、才能やハンディキャップの有無などの情報を知らされず、その社会の一般的情報だけを知らされているという状況を指す。無知のヴェールという条件を課された原初状態においては、個々人が十分に合理的 (自己利益を追求するという意味で) にも関わらず、基本的自由に対する平等な権利を全員に確保すべしという「第一原理」と、公正な機会均等が確保された状況で、もつとも恵まれない人の利益を最大化する社会的・経済的不平等であればそれは許容できるとする「第二原理」からなる正義の二原理が導出されるという (Rawls 1971)。

このロールズの正義論はさまざまな批判を受けつつも⁴⁾、学問の領域を越えてもつとも影響力をもつ理論の一つであるとされている。

一方、アマルティア・センは、功利主義、ロールズの公正としての正義を批判する中で、彼自身は「潜在能力の平等」を主張している (Sen 1985b, 1992, 1999)。彼は正義の情報的基礎として、財でも効用でもなく、財から効用が生み出される過程に注目すべきという。たとえロールズという基本財が各人に平等に与えられたとしても、ある人は病気やハンディキャップ等により、財を効率的に効用に変

換することができないかもしれない。このことを考慮するならば、結果として実現される個人の状態は平等たりえないであろう。正義はこのような差異に考慮すべきであるという。そこでセンが福祉の尺度とするのは、「人がなったり、なしたりできること」と定義される「機能 (functionings)」と、選択することのできる「機能」の集合として定義される「潜在能力 (capabilities)」である。このような考え方には、福祉的自由 (well-being freedom) と行為主体的自由 (agency freedom) という二つの側面から自由を捉え、個人の主体的な判断や評価を重視する人間観がある⁵⁾。ロールズ、センの他にも、ドウオーキンの資源の平等論 (Dworkin 1981a, 1981b)、アーンソンの厚生への機会の平等論 (Arierson 1989)、コーエンの有利さへのアクセスの平等論 (Cohen 1989) などが代表的なものとして挙げられる。

一方、正義の経験的研究には、心理学や社会学における研究蓄積がある。斎藤 (一九九八・一六九頁) によれば、正義の経験的研究における正義は、希求されるべき価値基準ではなく社会過程の一部として捉えられるという。正義の規範的研究が、理論の目的を、正義に適った望ましい状態を何らかの理論的根拠から説得的に示すことに置く一方、正義の経験的研究は何らかの哲学的前提や抽象的な立場に身を置くことなしに、行為者の視点からみた公平な状態やその認知メカニズムの追究を目指す。正義の経験的研究には、公平理論や、不公平感研究、正義観研究などが存在している。

公平理論は、ホマンズの正義命題のアイデアを受け継いでアダ

ムズ (Adams 1965) によって展開されたもので、公平な状態は、社会的交換における投入 (インプット) とそれと引き換えに受け取る結果 (アウトカム) の交換比率について定義される。具体的には、ある人の投入と結果との比が他者の投入と結果との比と異なる場合が不公平であるとされる。例えば労働における報酬を問題にするならば、労働に対するコミットの強さ、労働時間などのインプットと、報酬や仕事達成による名誉などのアウトカムの関係性についての公平性が、他者との比較によって決定される。公平理論は小集団を対象とする実験心理学において展開されたものであり、ここでは二者間の社会的交換において公平性が定義されており、社会と個人という視点が欠落している。

不公平感研究においては、個人による社会の評価が解明の対象となる。具体的には、収入や学歴といった属性における不公平感、または全体社会についての不公平感の分布やその評価メカニズムが追究される。不公平感の時系列的な変遷や (間淵二〇〇〇)、不公平感と社会的・経済的属性との関連性を問う研究 (海野・斎藤 一九九〇・織田・阿部 一九九八) が存在している。不公平感と属性は有意な関係性を持たないことが報告されており、不公平感を発生させるメカニズムの追究が課題となっている (宮野編二〇〇〇)。

また、正義観研究としては、個人がいかなる価値基準を有しているかということだけでなく、貧困の原因に対する認知や、再分配政策、差別やマイノリティーに対する態度といった、広く資源の分布状況に関する意識を問う研究が存在する (Kluegel and Smith, 1986

; Marshall, Swift, Routh and Burgoyne, 1999)。

以上、正義の規範的研究と経験的研究における代表的な理論を列挙してきた。この両者の研究領域を概観していることは、正義の規範的研究と経験的研究の異質性である。それは一つには、展開される学問分野の差異として捉えられる。正義の規範的研究は専ら哲学や経済学において、経験的研究は心理学や社会学によって展開されるといったように、それぞれ異質な学問分野を背景としている。

このような学問分野の差異を反映して、ミラー (Miller 1992) は、正義の規範的研究と経験的研究の間には、あまり活発な交流がなされていないことを指摘している。彼は、正義の規範的研究の理論家たちが、正義についての大衆の信念は私利私欲や認知的な失敗によってゆがめられており、かつ曖昧で混乱しているため、正義の規範的研究においてはほとんど価値を持っていないと考えている、と述べている (pp.555-6)。そして、両者の交流がもっと活発になされるために、(規範) 理論家は、社会科学の研究蓄積を使用し、正義についての存在する信念を自分の理論的構成の中に取り入れて組織化しなければならぬと主張している (pp.588-91)。

ミラーが理論的交流というときに想定しているのは、正義の経験的研究で展開される人々のさまざまな公平評価や正義観を、正義の規範的研究に対する貢献として捉える、という見方である。確かに、ロールズの基本財を考えると、合理的な人間であったら誰もが望むもの (Rawls 1971) という定義づけをなされた基本財のリストが、現実の社会の構成員から望ましいとされている資源についての知識

と矛盾するようであってはならない。また、センが基本的潜在能力というとき、ある機能が基本的とみなされるかどうかは個人的・社会的な多様性によると彼は述べているが (Sen 1992)、いかなるものが基本的機能に含まれるかは、社会の全般的な豊かさや、財の持つ社会的な意味を考慮せずには決定され得ない。しかし、ミラーは人々の正義についての信念 (正義の経験理論) が規範理論に対して果たす役割について述べているけれども、正義の規範的研究においてなされている議論が、現状診断の際にいかなる貢献をなすか、正義の規範理論を現実の資源分配状態に対する価値判断基準として用いる利点は何かということには触れていない。

正義の規範的研究と経験的研究の異質性の理由として、次に、正義の規範的研究と経験的研究における理論の目的・評価基準の違いが指摘できる。正義の規範的研究においては、理論の目的は、正義に適った望ましい状態についての論理整合的かつ説得的な理論の提出に置かれる。そして理論の妥当性は、「正義に適った状態」がどの程度説得的に導出されたかによって診断され、現実世界を適切に反映しているかということからは診断されない。一方正義の経験的研究においては、現実の社会過程として存在する公平評価プロセスや正義観の追究・説明が目指され、現実を適切に反映することが主要な評価基準として求められる。

また高坂 (一九九八:五八―九頁) は、規範理論の評価基準として、規範理論特有の実践的基準を挙げている。これは具体的には、「与えられた規範理論が適用されたときに果たして規範の内容が実現され

うるのかどうか、また表現されるとしてもどの程度実現されるか」を問う基準であるとされる⁷⁾。ロールズやセンなどが提出する正義の規範理論は、実践的な基準を満たしているといえるであろうか。いかなる理論から、いかなる現状判断が下されるか。このような視点からの研究は、正義の規範的研究にはほとんど存在していない⁸⁾。しかし正義の規範理論は、現状診断のための理論として実践的に用いられるべきである。

では正義の経験的研究の側に、ある特定の規範を用いて、現状に対して価値判断を下すような視点が存在しているか。しかし正義の経験理論は、その評価基準として真理問題を要求されるので、社会過程の分析から何らかの価値判断を導出することは許されていない。導出される理論は、行為者の価値判断についての理論である。正義の経験的研究における価値判断は、現実的な足場を常に持たなければならぬ。規範理論の実践的基準の問題は、正義の経験的研究の側ではなく、正義の規範的研究に課せられているのである。

正義の規範的研究と経験的研究との間には活発な交流がなされておらず、両者の交流には、正義の経験的研究を正義の規範的研究への貢献として捉えること以外に、正義の規範的研究が、現状診断の際に果たす役割を考察する視点が重要なことを指摘した。これは、規範理論の評価基準からいうと、規範理論の実践的基準を考察するということである。

正義の規範理論を現状診断のための理論として用いるためにはどうしたらよいか。また、現状診断のための理論とはいかなるもので

あるべきか。このような問いには、抽象的な次元にとどまっていたは回答できない。ここで、社会学の内部へと議論の場を移そう。

2 社会階層論における価値判断基準

—「機会の平等」原則と「公正な配分原理」原則

正義の規範的研究、経験的研究いずれも、財の分配状態の公正性をめぐって展開されている、ということが指摘できる。規範的研究においては、財をどのように分配すべきかということが焦点となる。一方経験的研究は、財の分配状態に対する人々の評価や認知を対象とする研究である。ここでは、人々は財がどのように分配された状態を公正とみなすのかということに焦点が置かれる。

正義の規範的研究、経験的研究のいずれかに分類される理論ではないけれども、社会学において、社会的・経済的資源の分配状態を記述・説明することを目的とした理論領域が存在する。それは社会階層論であり、ここでは、職業、学歴、所得、財産、生活様式、勢力など、さまざまな資源の分配状態に着目することで、社会の平等・不平等性を診断している。社会階層論は、資源の分配状態を介して社会の平等・不平等性と関わるがゆえに、必然的に規範的問題とも関連する。例えば高坂(二〇〇〇:三三四頁)は、階層や社会移動に関する経験的・理論的問題には、社会の資源分配の不平等状態がどのように変化し、そしてどのような現状にあるかに関する「事実問題」に加えて、将来に向けてどのようなようにあるべきかに関する

「規範問題」が存在すると述べている。

社会階層論と正義の規範的研究は両者とも財の分配状態に焦点を合わせる研究であるけれども、互いに言及することは少ない⁹⁾。例えば、階層理論の「規範問題」に対して、正義の規範理論が何らかの貢献を果たしうると主張する論者は少ない¹⁰⁾。階層理論と正義の規範理論は、ともに資源分配の公正性はいかにあるべきかという視点を共有しつつも、互いに異質な文脈で展開されてきた。本稿は、階層理論における「規範問題」の解明に正義の規範理論が果たしうる貢献を考察し、規範理論を現状診断の理論として実践的に用いる方策を探る。

以下では、階層理論において取り上げられている「機会の平等」と「公正な配分原理」という価値判断基準を挙げ、これらを両立させるためには、正義の規範理論の知見が必要とされていることを指摘しよう。

「機会の平等」原則とは、ある資源の分配がなされる前に、すべての人が同じスタートラインに立つことを要請する。この原則は、生まれた環境や生得的なハンディキャップなどで、ある資源に対するアクセスが妨げられるべきではないことを意味している。一方「公正な配分原理」原則とは、平等化されたスタートラインを前提として、その後の資源がどのようにして分配されるかを規定する原則である。公正な配分原理とは、資源を分配するにあたり、それが分配される基準として公正である、とされるものである。

一九九五年のSSM調査では、高い社会的地位や経済的資源に対

する望ましい資源配分原理を問う質問がある。ここで回答者は、望ましい資源配分原理として、〈実績〉、〈努力〉、〈必要〉、〈平等〉という選択肢の中から一つ選ぶことが求められる。結果として望ましい資源配分原理として最も合意を得ているものは、〈努力〉であり、それに〈実績〉が続く。〈努力〉と〈実績〉を合わせると、約80%にも及ぶ。このことは、行為者が「必要に応じる分配」や「平等分配」といった、人の貢献やそれに応じた格差をカウントしないような「結果の平等」を、高い社会的地位や経済的資源における理想の資源配分原理として求めていることを表している。〈努力〉、〈実績〉という配分原理は、「頑張った人が頑張った分だけ」という価値判断を表すものであり、それは結果としての不平等を許容する考え方である。そして結果の不平等を許容するための条件として、資源が〈努力〉、〈実績〉という、人々の貢献分に応じて分配されることを要求するのである¹¹⁾。

資源が分配される事前的状況に関わる「機会の平等」原則と、資源分配のプロセスに関わる「公正な配分原理」原則とは、いかなる関係性を持つのであろうか。

「機会の平等」原則は、何らかの資源分配が行われる前の、スタートラインを平等化すべきという要請である。そして「公正な配分原理」原則とは、平等化されたスタートラインを前提として、その後の資源がどのように分配されるかを規定する原則である。「機会の平等」原則は事前的状況に関わる価値基準であるけれども、資源がどのように分配されるかというプロセスに無関心ではいられない。

なぜなら「機会の平等」原則は、配分原理とされるものに対しては、そのゲームに参加するすべてのものがアクセス可能でなければならぬということをも要請するからである。例えば、ある高い職業的地位の分配を考えてみよう。その地位を望む人は、どのような属性を持っている人でも応募することができるでしょう。しかし、その地位の配分基準を満たすことに、個人の属性によって有利・不利が存在しているのであれば、「あらゆる人が応募することができる」という事実をもつてして、「機会の平等」が確保されていると判断することはできない。つまり、資源分配の原理とされるものに、特定の人によりアクセスしやすい状況にあるのであれば、機会の平等が確保されたことにはならないのである。機会の平等が「真に」確保されるのは、その資源の公正な配分原理が特定されていて、それが誰に対してもアクセス可能という条件を満たしているときのみである。すなわち「機会の平等」原則は、配分原理の「公正さ」が「機会の平等」原則に抵触しないということを要請する。

「機会の平等」原則は、「公正な配分原理」原則と別個に適用されるならば、その要請を満たすことはできない。「機会の平等」原則の要請は、「公正な配分原理」の決定に影響を及ぼし、「機会の平等」原則と「公正な配分原理」原則がともに考慮されるならば、配分原理の「公正さ」は、「機会の平等」原則を満たすことを必要とする。ここで、「機会の平等」原則と「公正な配分原理」原則を結合したものを、「機会の平等—公正な配分原理」原則と呼ぼう。

この「機会の平等—公正な配分原理」原則を適用して、現状に対

して価値判断を下すことは可能であろうか。この原則によると、個人が属する立場によって配分原理へのアクセスに差異が生じる事態は、許容できないと判断される。しかし実際に、「公正な配分原理」原則は「機会の平等」原則を満たすことができるのであろうか。

例えば、大学進学率ということを考えてみよう。大学に進学する否か、つまり高い学歴という社会的資源がいかに分配されるかは、その配分原理によっている。そして学歴という資源における配分原理としてまず想定されうるのは、学力であろう。配分原理としての「学力」は、その先にある高いレベルの学業を遂行するための能力を確保するという点で、また親の所得や権力といった、学業遂行能力と関係のない配分原理を除去するという点で、妥当である。ここで、学力を同じくする人たちの中では大学進学率は同じであろう。このような状態は、学力という配分原理以外の要因によって大学進学が決定されないもので、「公正な配分原理」原則によって公正であると判断される。

では「機会の平等—公正な配分原理」原則からみて、このような現状にいかなる判断が下されるであろうか。いくつかの経験的研究は、「学力」は親の所得、職業、学歴等によって規定されることを指摘している(岩本二〇〇〇・刈谷二〇〇一)。つまり、「学力」に対するアクセスのしやすさは、出身階層間で平等ではない。このような事実は、「機会の平等—公正な配分原理」原則からは「許容できない」と判断される。よって、他の原理に学歴の配分基準を求めなければならぬ。しかし、学歴の配分基準として、「学力」以外に適当

なもの存在するのであろうか。

学歴達成の他にも、配分原理に個人の属する環境の影響がみとめられる領域が存在している。例えば、出身階層と達成階層の連動性も、これと類似した現象であると考えられる。職業選択の場面は多様であるため、職業における唯一の配分原理を指摘することはできないけれども、高い職業的地位を分配するときの基準となる適性などには、親の職業的地位が影響を与えるであろう。つまり、学歴達成や職業選択などの貢献原則が要求される領域には、配分原理へのアクセスの差異という問題が不可避である。社会的に価値があるとされる資源は希少であり、そのような資源の配分原理としては、より高い能力や資格、適性などが要求される。配分原理とされる高い能力・適性などは、個人が属する立場によって不可避的に影響を被る。よって貢献原則が適用される資源の分配状態は、「機会の平等」公正な配分原理原則によって「不公正な状態」であると判断される。

つまり「機会の平等」公正な配分原理原則によると、貢献原則が適用される学歴や職業などの資源分配において、「配分原理」に従って資源が分配されることは不公正と判断される。つまり、「機会の平等」公正な配分原理原則が適応されると、資源分配の基準とされる配分原理を特定できなくなってしまう。このような現実には、「機会の平等」原則と「公平な配分原理」原則の経験的な両立不可能性を表している。したがって両者は結合されえず、「機会の平等」公正な配分原理原則は、実現不可能な価値判断基準として放棄されな

ければならないのであろうか。

ここで、正義の規範的研究において展開されているローマーの「機会の平等」原則をみてみることにしよう。そして、「機会の平等」原則と「公正な配分原理」原則が両立可能となるために、「個人的責任の範囲の明確化」が必要であることを主張しよう。

3 規範理論的「機会の平等」原則

—ローマーの議論をもとにして

正義の規範的研究においては、結果の不平等に影響を与えるものを、「個人に帰責しうる要因」と「個人に責任のない社会的な要因」とを区別すべきという議論が展開されている。ローマーは、このような議論を積極的に展開している論者の一人として挙げられる。彼の議論をたどることで、正義の規範理論が、現状診断の理論としての「機会の平等」公正な配分原理原則にいかなる貢献をなしうるかを考察していこう。分析的マルクス主義の一人であるローマーは、「機会の平等」原則を「環境 (circumstances)」、「タイプ (types)」、「努力分布 (effort distribution)」という概念を用いて、定式化している (Roemer 1998, 2000)。彼が依拠する考え方は、本人の責任に帰すことのできない社会的な要因と、本人の責任に帰すことのできる要因とを区別し、前者の要因によって生じた結果のみ、社会的な介入の対象としようとする考え方である。

ローマー (1998) によると、「機会の平等」原則は、以下のよう

定式化される。まず、機会の平等が問題になる領域が確定される。例えば、教育達成や失業保険などが領域として選択される。そして次にその領域における環境が特定される。環境とは、「個人が責任を負うべきではない事柄であり、ある種の有利さを達成したり、アクセスしたりする能力に影響を与えるもの」(D. B.)とされる。もし教育が領域として設定されていれば、環境には、例えば人種や出身階層、親の学歴といったものが含まれる。このように定義された環境は、「個人に責任のない社会的な要因」であるとされ、結果の不平等に対する環境の影響は、社会的介入の対象となる。次に、特定された環境にしたがって、個人をタイプに分ける。タイプは、同じ環境にある個人によって構成される。例えば出身階層と親の学歴が環境として設定され、出身階層と親の学歴が二カテゴリーからなるとされるならば(単純化のため「高」低」とする)、タイプは四つ存在することになる。そして次に、タイプ内の努力レベル (effort level) が測定される。努力は資源の配分原理となるもので、分配される資源によって、努力の指標とされるものは異なる。もし教育達成が問題となつていたのであれば、努力の指標とされるものは、本人の学力となる。ところで、定義により環境は努力水準に影響を与える。よってタイプごとに努力の分布は異なるであろう。例えば、不利な環境にある個人がタイプ内で上位から50%の努力水準を達成しているとしても、その水準は有利な環境からなるタイプにおいて上位から50%の努力水準に位置している人の努力の程度よりも客観的には低いであろう。ローマーは、実際に個人がどれほどの努力をなしたか

(教育の例でいえば学力は高レベルか低レベルか)ということではなく、個人が属するタイプ内でいかなる努力レベルに位置しているか(上位から50%の位置にあるか、または50%の位置にあるか)ということに着目すべきであるという。そしてタイプ内の努力分布における個人の位置が、「個人に帰責しうる要因」として概念化される。そして、同じ努力レベルにある人を、同等に努力しているとみなすというのである。そして同等に努力している人が、同等の量の資源を得るべきであると主張している¹⁹⁾。このような定式化によって、環境を所与としたうえで、本人に帰すことのできない社会的要因(タイプ間の努力分布の差異)と本人の責任に帰すことのできる要因(タイプ内の努力分布における位置)を区別することが可能になる。

ローマーの定式化した「機会の平等」原則は、配分原理へのアクセスの差異を考慮するという意味で、 \rightarrow 機会の平等 \rightarrow 公正な配分原理 \rightarrow 原則と同じ価値基準を要請する。 \leftarrow 機会の平等 \leftarrow 公正な配分原理 \leftarrow 原則において確定されなかつた「公正な配分原理」は、ローマーの「機会の平等」原則によると、タイプ内の個人の位置として確定される。ここで提案された原則は現状に対していかなる価値判断を下すのであろうか。また現状診断に際して、「個人に帰責される要因」と「社会的な要因」の区別という「個人的責任の範囲の明確化」という視座から価値判断を下す有効性は何であろうか。ここで例として、出身階層間の大学進学率格差ということを考えることで、現状診断の理論としての正義の規範理論の有効性を確認したい。

4 現実診断の理論としての価値判断基準

この節では、一九九五年SSM調査のA票調査データを用いて考察を試みる。まず、表1は、出身階層別学力分布、表2は出身階層別学力別の大学進学率を表している。出身階層を「専門・管理」、「事務・販売」、「マニュアル（熟練・半熟練・非熟練・農業）」の三カテゴリーとする。SSM調査では、本人の学力については、中学三年当時の学力を五段階で問う質問項目がある。これを用いる。また、新制の学歴を持つ人に限って分析を進める。

ここで、本人の達成学歴を左右するものは、以下の二つの要因からなるとする。それは、①出身階層間の学力格差と②学力以外の要因（出身階層）による格差である。表1、2をみると、出身階層間に学力分布の格差が生じており（表1）、また、学力は同じレベルであっても、出身階層が異なることで大学進学率に格差が生じている（表2）。以上のような現状の資源分配に対して価値判断を行うことにしよう。先ほど紹介したローマーの「機会の平等」原則を規範理論的「機会の平等」原則と呼び、「公正な配分原理」原則と「機会の平等」公正な配分原理を原則と対比させてそれぞれが下す価値判断を考察する。

まず、「公正な配分原理」原則からは、いかなる価値判断が下されるであろうか。「公正な配分原理」原則は、資源は、その公正とされる配分原理にしたがって分配されるべきとする要請である。ここで、

表1 出身階層別学力分布 (%)

出身階層	学力					全体
	上	やや上	中	やや下	下	
専門・管理	29.4	24.9	39.0	6.1	0.5	19.3
事務・販売	16.5	22.0	46.2	10.8	4.5	21.3
マニュアル	10.3	17.9	48.7	16.9	6.3	59.4
全体	15.3	20.1	46.3	13.5	4.8	100.0

Pearsonの $\chi^2=129.16$, d.f.=8, $p<0.001$, Cramerの $V=0.182$, $N=1958$

表2 出身階層別学力別・大学進学率 (%)

出身階層	学力					全体
	上	やや上	中	やや下	下	
専門・管理	73.9	63.8	53.7	47.8	0.0	61.5
事務・販売	66.7	44.6	24.4	11.1	0.0	33.3
マニュアル	44.2	28.4	10.8	3.6	0.0	15.5
全体	60.3	40.6	20.6	8.7	0.0	28.1

N=1958

「学力」を学歴の配分原理とするならば、②の格差による資源分配は許容できないものとされる。つまり、配分原理である学力以外の出身階層による格差は許容できない。学力が同じであれば、出身階層が異なっているにもかかわらず、同じ大学進学率を達成すべきである。しかし実際は、学力が「上」にあっても、親が事務・販売の子どもは専門・管理出身の子どもの73.9%という進学率に比較して、66.7%しか進学率を達成することはできない。マニュアル出身の子どもに至っては

42%の進学率である。このような格差は学力以外の要因によるものであり、許容できないとされる。各学力水準における全体の大学進学率を基準点とすると、「公正な配分原理」原則による理想値は表3のようになる。

しかし、「機会の平等」原則の要請を含まない「公正な配分原理」原則は、①における格差について、価値判断を下すことはできない。①の出身階層間の学力格差は、「公正な配分原理」原則が適用される前の事柄であるとされる。

一方「機会の平等」公正な配分原理」原則は、①の格差を許容できないものとする。①の格差は配分原理に対するアクセスの差異として捉えられ、これ

は「機会の平等」公正な配分原理」原則によると不公正な状態として判断される。しかしながら、①の格差が不公正であるということがいえても、「学力」という配分原理の他の、いかなる基準を採用すべきかがわからない。「公正な配分原理」原則に「機会の平等」原則を結合させると、配分原理へのアクセスの差異として①の格差の不正性を指摘できるけれども、一方で、いかなる基準において資源が分配されるべきかということを示すことができなくなってしまう。

表3 出身階層別学力別・大学進学率(%)
(「公正な配分原理」原則による理想値)

出身階層	学力					全体
	上	やや上	中	やや下	下	
専門・管理	60.3	40.6	20.6	8.7	0.0	36.5
事務・販売	60.3	40.6	20.6	8.7	0.0	29.4
マニュアル	60.3	40.6	20.6	8.7	0.0	25.0
全体	60.3	40.6	20.6	8.7	0.0	28.1

この現状診断に対して規範理論的「機会の平等」原則を適用したらどうなるであろうか。この原則は、①、②の格差ともに許容できないとする。これは「機会の平等」公正な配分原理」原則による価値判断と同様である。ならば、規範理論的「機会の平等」原則は現状診断において、いかなる意義を持ちうるか。ここで、ローマーが、「公正な配分原理」を客観的な努力の水準ではなく、タイプ内の努力分布において個人が占める位置に求めたことを再確認しよう。規範理論的「機会の平等」原則を適用するために、環境を出身階層に、努力の指標を学力に求めることにする¹³。このような配分原理によって、価値判断を下すとうなるであろうか。表4は規範理論的「機会の平等」原則による理想値を表している¹⁴。この理想値は、事務・販売の「やや下」、「下」やマニュアルの「上」、「下」からもっと進学者を増やすべきこと、管理・販売の「上」も「やや下」、事務・販売の「上」も「中」から進学者を抑制すべきことを表している。規範理論的「機会の平等」原則による理想状態においては出身階層間の学歴格差は消滅する。つまり、規範理論的「機会の平等」原則は、

表4 出身階層別学力別・大学進学率(%)
(規範理論的「機会の平等」原則による理想値)

出身階層	学力					全体
	上	やや上	中	やや下	下	
専門・管理	44.4	25.9	20.3	10.3	8.3	28.1
事務・販売	50.5	34.6	22.1	14.9	8.3	28.1
マニュアル	51.6	40.8	24.7	17.2	10.0	28.1
全体	48.7	35.8	23.4	16.2	9.6	28.1

出身階層間の学力格差、学力以外の格差という二つの不平等が同時に考慮されたときの理想状態を提供する。

このような分析にいかなる意義があるのであろうか。「公正な配分原理」原則では、配分原理へのアクセスの差異として現れる「機会の不平等」に対して価値判断を下すことはできない。実際に「公平な配分原理」原則による理想値(表3)においても、出身階層間の大学進学率格差は縮小しこそすれ、消滅していない。これは②の達成学歴に影響を与える学力以外の格差を矯正したうえでまだ残る①の出身階層間の学力格差の存在を表している。よって、「機会の平等」原則と「公正な配分原理」原則が結合されることが要請される。しかし、このようにして成立した「機会の平等—公正な配分原理」原則は、現状診断の際に、学力以外のいかなる基準を用いるべきかを示すことができない。一方規範理論的「機会の平等」原則は、出身階層を「環境」としたうえで、各タイプ内の努力分布における位置という形で、「機会の平等」原則の要請を満たす「配分原理」を提供することができる。これは、個人が責任を負うべきではない社会的要因(Ⅱ「環境」として出身階層を設定し、「機会の平等」を、個人に帰責できない要因を除去し、個人に帰責しうる要因を反映させた状態と明確に定義したうえで可能になる。またこの原則は、①、②の格差両方を考慮したうえで、不公正な要因を除去した目指すべき基準点を提供することができる。すなわち、明確な理想状態があつて、その理想状態に照らし合わせての現状診断が可能になる。そしてそれは、いかなる状態を目指せばよいのかという方向づけを可

能にする。

配分原理へのアクセスの差異を指摘する研究は目新しいものではない。刈谷(二〇〇二)は、「学力」や「学ぶ意欲」といった心理的な志向性までもが出身階層の影響を受けているということを指摘する。しかしこれらの議論は、明確な理想状態を描き出すことをしていない。生まれた立場によつて、高い地位の配分原理へのアクセスに差異が生じることはわかった。これは先ほど確認したように、貢献原則が適用される領域にとつて不可避的な問題である。しかしこのような研究には、現状を出発点にして、許容できない格差をどのように補償するのか、いかなる状態を理想とするのかという視点が欠落している。このような記述的な議論は、個人の達成に影響を与える環境的な要因とは何かということを決定するためのデータを提示してくれるが、そのような事実認識から、いかなる理想状態を目指せばよいかということがわからない。つまり、出身階層が学力という配分原理に影響を与える、つまり「機会の平等」が確保されていないということはいえても、出身階層の影響を「個人が責任を負うべきではない社会的な要因」とした上で、いかなる格差が許容できず、いかなる格差は本人の責任とするという視点、そしてそのような前提のもと、いかなる状況を目指せばよいかという視点が欠如している。

現状診断の理論は、現状を批判するということだけではなく、いかなる状態を目指せばよいのかという基準点をも提供しなければならぬ。第一節で紹介した正義の規範的研究において、規範理論の

実践的基準という視点からの研究は少ないことを指摘した。また、正義研究と財の分配状態の公平性という視点を共有する社会階層論においては、明確な規範的立場から現状診断を行うような研究がなされてこなかった。社会階層論と正義の規範理論は互いに異質な文脈の中で展開されており、両者が共有する理論的前提は大きく異なるであろう。しかしながら、価値判断基準の明確な概念化、理想状態の提供をなしうるという点で、正義の規範理論を社会過程の分析に取り入れることは一定の意義を持ちうるのである。また一方で正義の規範的研究の側からいうと、規範理論の実践的基準は、現実の社会過程の分析に適応させて初めて確認されうるのである。本稿は、規範理論の実践的基準を考察する上での試論として位置づけられるであろう。

〔付記〕データの使用にあたり、一九九五年SSM調査研究会の許可をいただきました。ここに記して感謝いたします。

注

(1) ミラー (Miller 1992) は、正義の規範的研究 (規範理論)・経験的研究 (経験理論) という枠組みを用いて正義研究を整理している。ミラーによると、正義の規範的研究 (規範理論) とは「社会的正義や分配的正義に関する政治的理論」であり、正義の経験的研究とは「人々の正義についての信念や現実の場面での信念の表明に関する経験的研究」(p.55) である。一方エルスター

(Ester 1995) は、正義研究を規範的研究・記述的研究・説明的研究の三つに区分している。説明的研究は「行為者により抱かれる「正義」(記述的研究に相当)を説明しうる独立変数を見つけ出す研究」(p.8)であり、本稿ではこれを正義の経験的研究に分類されると判断し、正義の規範的研究・経験的研究という二つの区分を用いる。

(2) 正義の規範理論は、「正義」導出の際にある特定の理論的前提を置く。例えばロールズの正義理論は、合理性と道徳性の和訳・両立という価値前提のもとに設計された原初状態により導出されたものである (Rawls 1971)。またセンがその理論の前提にするのは、個人・社会の多様性と自由を重視すべきという価値判断である (Sen 1992, 1999)。

(3) Dworkin (1981a)・Rawls (1971)・Sen (1992, 1999)・Sen and Williams (1982) など。

(4) 例えば、共同体主義者からの批判がある (Sandel 1998)。

(5) 「福祉的自由」とは、機能のベクトルの選択を通して目的を達成する自由のことであり、「行為主体的自由」とは、彼(女)が重要であるとみなす目標や価値がどのようなものであれ、そのような目的・価値を求めて人がなしたり達成したりすることができるといふことである (Sen 1985a)。

(6) ウォルツァー (Walzer 1983) は、財の持つ社会的な意味を取り入れて正義の理論を展開している。

(7) 高坂がこのように述べるとき、彼の主張する理論のハイアラキー構造が念頭にあることは明らかであろう。彼は理論をハイアラキー構造において捉えることを提案しており、規範理論のハイアラキー構造として、①哲学的レベル、②政策の一般方針のレベル、③個々の具体的場面においてどのような選択肢を選べよいか

を指定する規範的指示あるいは命令の世界という二つのレベルが存在すると述べている。(高坂一九九八・五四―九頁)。

- (8) 第三節で考察するJ. ローマーの機会の平等論は、規範理論の経験的分析として位置づけられる。しかしこのような研究は少数である。

- (9) 正義の経験的研究は社会階層論の中で展開されている。

- (10) 高坂(二〇〇〇)や盛山(二〇〇〇)は、階層理論と正義の規範理論を関連付けて批判・考察を試みている。しかし、これらの論考は、階層理論に対して何らかの貢献を果たすものとして正義の規範理論を位置づけるものではない。

- (11) 貢献に応じた分配が、あらゆる資源分配においても適用されるべきではない。例えば、医療や義務教育などは、貢献に応じた分配規則が適用されない領域であり、ここでは必要に応じた分配や平等分配が正当であるとされる。「公正な配分原理」原則というものは、分配の対象となる資源が社会的にいかなる意味を持っているかということと密接に関連する。

- (12) ローマーの関心は、このように概念化された「機会の平等」を達成するためにいかなる量の資源分配が行われるべきかということにあるので、領域、環境、努力レベル測定の後、機会の平等を達成するためにはどれほどの資源を再分配すべきかという結論を出すための定式化を行う。実際には、同じ努力レベルにある人で最も恵まれない人の有利さを最大化する最大化問題として提出されている(Roemer 1998)。ローマーは「機会の平等」原則を政策課題として位置付けており、ローマーが提出した定式化において、個々人に分配すべき資源の総量は、現実の再分配政策を所与として決定される個々人の努力度合いに依存するように設定されている。実現可能性と個々人の自律的選択とを同時に定式化したとい

うこともローマーの「機会の平等」原則の魅力の一つであるが、ここではローマーの定式化の政策的側面は取り上げずに、タイプ内の努力分布の位置に「配分原理」を求めるといった概念的定義を対象として議論を進める。よってここで展開する議論はローマーの議論の一部であってすべてではない。ローマーの議論の社会政策的側面の紹介論文として、後藤(二〇〇二)参照。

- (13) 表1より出身階層間に学力格差が生じており、出身階層が、ローマーの定義した「有利さへアクセスする能力に影響を与える」という条件を満たしていることは明らかであろう。

- (14) 規範理論的「機会の平等」原則による理想値は以下のように作成した。まず、各出身カテゴリーを、上位から15.3%、20.1%、46.3%、13.5%、4.8%の五カテゴリーに分割し(全休人数の学力分布に相当。表1参照)、これらのカテゴリーに属する人を、「同等に努力している」とみなすことにした。元のカテゴリーのどの位置(上位か下位か)に属していても大学進学率は同じであると仮定し、新しく作成されたカテゴリー全体(すべての出身階層を統合)の実際の大学進学率を算出。この大学進学率を各カテゴリーにおける理想値とした。表4は、この理想の大学進学率を元の「出身階層×学力」のカテゴリーに変換したものである。

参考文献

- Adams, J. S., 1965, "Inequity in Social Exchange", in L. Berkowitz (ed.), *Advances in Experimental Social Psychology* 2: 267-99.
- Arneson, R., 1989, "Equality of opportunity for welfare", *Philosophical Studies*, 56: 77-93.
- Cohen, G. A., 1989, "On the Currency of Egalitarian Justice", *Ethics*, 99: 906-44.

- Boudon, R., 1982, *The Unintended consequences of Social Action*, The MacMillan Press Ltd.
- Dworkin, R., 1981a, "What is Equality? Part1: Equality of Welfare", *Philosophy and Public Affairs*, 10: 185-246.
- Dworkin, R., 1981b, "What is Equality? Part2: Equality of Resources", *Philosophy and Public Affairs*, 10: 283-345.
- Elster, J., 1995, "The Empirical Study of Justice", in, Miller, D. and Walzer, M.(ed.), *Pluralism Justice, and Equality*, Oxford University Press: 81-98.
- 後藤玲子 二〇〇二年 「ジョン・ローマーの機会の平等アプローチ」『海外社会保障研究』第二三八号：四三―五四頁。
- 原純輔 二〇〇〇年 「近代産業社会日本の階層システム」原純輔編『日本の階層システム―近代化と社会階層』東京大学出版会：三一―四三頁。
- 井上達夫 一九八六年 『共生の作法―会話としての正義―』創文社
- 岩本健良 二〇〇〇年 『新しい市民社会の高等教育―市民による市民のための大学』高坂健次編『日本の階層システム6 階層社会から新しい市民社会へ』東京大学出版会：七三―九三頁。
- 刈谷剛彦 二〇〇一年 『階層化日本と教育危機―不平等再生産から意欲格差社会へ』有信堂
- 川本隆史 一九九五年 『現代倫理学の冒険』創文社
- Kluegel, J. R., Smith, E. R., 1986, *Beliefs about Inequality: Americans' Views of What is and What Ought to be*, Aldine De Gruyter.
- 高坂健次 一九九八年 「社会学理論の理論構造」高坂健次・厚東洋輔編『講座社会学1 理論と方法』東京大学出版会：四一―六四頁。
- 高坂健次 二〇〇〇年 「平等社会から公平社会へ」高坂健次編『日本の階層システム6 階層社会から新しい市民社会へ』東京大学出版会：三二―八頁。
- 間淵領吾 二〇〇〇年 「不公平感が高まる社会状況は何か」海野道郎編『日本の階層システム2 公平感と政治意識』東京大学出版会：一五―二〇頁。
- Marshall, G., Swift, A., Routh D. and Burgoyne, C., 1999, "What Is What Ought to Be Popular Beliefs About Distributive Justice in Thirteen Countries", *European Sociological Review*, 15: 349-67.
- Miller, D., 1992, "Distributive Justice: what the people think", *Ethics*, 102: 555-93.
- 宮野勝編 一九九八年 『公平感と社会階層 一九九五年のSM調査シリーズ』一九九五年のSM調査研究会
- 織田輝哉・阿部晃士 二〇〇〇年 「不公平感はどのように生じるのか―生成メカニズムの解明」海野道郎編『日本の階層システム2 公平感と政治意識』東京大学出版会：一〇三―一三五頁。
- Rawls, J., 1971, *A Theory of Justice*, Belknap Press of Harvard University Press (矢島豹次訳 一九七九年 『正義論』紀伊國屋書店) .
- Rawls, J., 1982, "Social unity and primary goods", Sen, A. and Williams, B. (ed.), *Utilitarianism and beyond*, Cambridge University Press: 159-86.
- Roemer, J. E., 1996, *Theories of Distributive Justice*, Harvard University Press (木谷忍・川本隆史訳 二〇〇一年 『分配的正義の理論 経済学への倫理学の対話』木鐸社) .
- Roemer, J. E., 1998, *Equality of Opportunity*, Harvard University Press.
- Roemer, J. E., 2000, "Equality of Opportunity", in Kenneth Arrow, Samuel Bowles, and Steven Durlauf (ed.), *Meritocracy and Economic Inequality*, Princeton University Press: 17-32.
- 斎藤友里子 一九九八年 「シャステイスの社会学」高坂健次・厚東洋輔

- 編『講座社会学Ⅰ 理論と方法』東京大学出版会：一六五—一九八頁。
- Sandel, M. J., 1998, *Liberalism and the Limits of Justice*, second edition, Cambridge: Cambridge University Press (菊地理夫訳 一九九九年 『自由主義と正義の限界』第2版) 三嶺書房)
- 盛山和夫 二〇〇〇年 「階層システムの公共哲学に向けて」高坂健次編 『日本の階層システム6 階層社会から新しい市民社会へ』東京大学出版会：二九—五十頁。
- Sen, A. K., 1985a, "Well-being, Agency, and Freedom", *The Journal of Philosophy*, 82: 169-221
- Sen, A. K., 1985b, *Commodities and Capabilities*, North-Holland (鈴木興太郎訳 一九八八年 『福祉の経済学—財と潜在能力』岩波書店)
- Sen, A. K., 1992, *Inequality Reexamined*, Oxford University Press (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳 一九九九年 『不平等の再検討』岩波書店)
- Sen, A.K., 1999, *Development as Freedom*, Oxford University Press (石塚雅彦訳 二〇〇〇年 『自由と経済開発』日本経済新聞社)
- Sen, A.K. and Williams, B. (ed.), 1982, *Utilitarianism and beyond*, Cambridge University Press.
- 海野道郎・斎藤友里子 一九九〇年 「公平感と満足度—社会評価の構造と社会的地位」原純輔編『現代日本の階層構造2 階層意識の動態』東京大学出版会：九七—一二三頁。
- Walzer, M., 1983, *Spheres of Justice: A Defense of Pluralism and Equality*, Basic Books (山口晃訳 一九九九年 『正義の領分—多元性と平等の擁護』而立書房)

The Possibility of Normative Analysis in Sociology

NAGAMATSU Namie

Normative theories of justice should be assessed by not only whether they show the just world explicitly but also how they assess the real world and how they show the ideal. It is a practical criterion of normative theories of justice.

In this paper, I sort out justice researches into two groups, normative research and empirical research, and point out the difference and the absence of exchange among two researches. And, I insist that few researches from both two consider the practical criterion of normative theories and normative research should inquire the practical criterion of normative theories.

Next, I consider the “equality of opportunity” principle, the “fair criterion of distribution” principle, and the “equality of opportunity – fair criterion of distribution” principle, which are developed in the social stratification theory, and insist that these principles cannot show the ideal world explicitly and we need the idea of normative theories of justice. Concretely, I compare the “equality of opportunity” principle developed by J. Roemer, a normative theorist, with the “equality of opportunity – fair criterion of distribution” principle, and stress the signification of normative theories as theories for assessment of the real world because they can show the ideal. In this paper, I consider about the practical criterion of normative theories in the social stratification research and propose the normative analysis of social process in sociology.

Key Words

justice research

normative theory

empirical theory

equality of opportunity

fair criterion of distribution